

総務大臣  
金子恭之殿

統計委員会委員長  
椿 広 計

諮問第163号の答申  
住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について

本委員会は、諮問第163号による住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 計画の適否

諮問第163号「住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」（以下「本計画」という。）は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、以下のとおり、調査回答者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、本計画で平成30年の住宅・土地統計調査の匿名データを作成することは、適当である。

2 理由等

本計画では、平成30年調査での新規追加調査項目及び変更のあった調査項目について、以下ア～オのとおり措置することとしている。

ア 調査票乙のみの調査項目は、調査票乙の標本サイズが調査票甲と比較して小さいことから、これまでに作成された住宅・土地統計調査の匿名データにおける匿名化措置のとおり、提供しないこととしている。

イ 「前住居の居住室の畳数」のトップコーディング（一定の値を上限値とし、それを上回る場合に上限値以上でまとめる措置をいう。以下同じ。）及びボトムコーディング（一定の値を下限値とし、それを下回る場合に下限値以下でまとめる措置をいう。以下同じ。）は、これまでに作成された住宅・土地統計調査の匿名データにおける匿名化措置では、都道府県別に行っていたが、平成30年調査では、「前住居の都道府県」が調査票乙のみの調査項目となったため、当該匿名化措置の一部を変更して、全国一律で行うこととしている。

ウ 「現住居の居住室の数・畳数、延べ床面積、敷地面積」のトップコーディング及びボトムコーディングは、これまでに作成された住宅・土地統計調査の匿名データにおける匿名化措置では、都道府県別に行っていたが、当該匿名化措置の一部を変更して、都道府県・建て方別に行うこととしている。

エ 「現住居以外の住宅の所有状況」は、調査票甲と調査票乙で異なる質問内容になっているため、いずれの調査票でも把握可能な、所有の有無を提供することとしている。

オ その他の変更のあった調査項目は、各回答欄の回答数が一定数存在するため、そのまま提供することとしている。

ア及びイについては、匿名性を確保するために適当である。また、ウ～オについては、匿名性が確保されるとともに有用性が高まることから、適当である。